平成２１年（フ）第２５２号
山口県下関市彦島西山町３丁目19番12号、前住所山口県宇部市北琴芝２丁目８番９―307号
債務者　藤永　厚志
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２５７号
山口県下関市長府才川１丁目38番18号　サンビレッジ才川Ａ棟202号
債務者　畑　悠紀子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２６４号
山口県下関市神田町２丁目19番６号
債務者　吉屋　祐輝
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２６８号
山口県下関市西観音町６番18号
債務者　安本　幾夫
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２６９号
山口県下関市西観音町６番18号
債務者　安本　慶子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第７４号
高知県高岡郡中土佐町大野見竹原678番地
債務者　細木　文博
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第７５号
高知県高岡郡四万十町大井川2025番地４
債務者　竹内　朋加
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第７６号
高知県高岡郡四万十町興津2094番地９
債務者　寺岡　領二
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第７７号
高知県高岡郡四万十町興津2094番地９
債務者　寺岡富美香
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第６９５号
熊本県菊池郡大津町大字室1151番地２―２―４
債務者　堀之内由美子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２８８号
宮崎市吉村町北原甲1459番地１　ニューフォンティーヌＣ―５号
債務者　小城　忠一
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１５４号
福島県いわき市常磐下湯長谷町１丁目45番地の１
債務者　阿部千代子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第２７４号
長野市篠ノ井二ツ柳1808番地１
債務者　柳澤　悠介
1　決定年月日時　平成21年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３７号
徳島県阿波市阿波町南五味知93番地21
債務者　篠原　賢二
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２３８号
徳島県阿波市阿波町南五味知93番地21
債務者　篠原美津子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２６７号
徳島市佐古三番町９番11―301号
債務者　大野由起子
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７４号
徳島市北佐古二番町２番５号
債務者　金田　加代
1　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
徳島地方裁判所民事部